

令和3年（ヨ）第10001号 妨害物排除仮処分申立事件

債権者 オハラ樹脂工業株式会社

債務者 JMITU 愛知地方本部 外

## 主張書面（5）

名古屋地方裁判所民事第1部 口係 御中

令和3年4月28日

債務者代理人

弁護士 福 井 悦 子

同 稲 垣 仁 史

債務者は、本主張書面により、債務者の主張書面（4）、4に記載した2020年12月21日の団交の内容について補充すると共に、債権者の主張書面（5）に対し反論する。

### 1 2020年12月21日の団交の内容

乙第59号証として、2020年12月21日の団交の前半90分部分のテープ起こし、および音声データを提出する。

黒字部分が債務者側、赤字部分が債権者社長及び債権者代理人弁護士の発言である。内容を要約すると以下の通りである。

まず、組合側は、昇給について有額回答を求めたが、社長は「叶えることはできない」との回答であった。その理由として社長は、コロナの売り上げ減のために、借入れを追加したことを挙げている。

次に、組合が19年、18年、17年にも昇給しなかった理由は何かと聞いたのに対し、社長は「赤字だったから」と答えている。

しかし、組合側から2020年に昇給があった人もいたじゃないかと質問をしたところ、社長はまともに答えが出てこない。

組合側が赤字は誰の責任かと聞くと、社長は、「全員の責任だ」と答えている。

組合側が、赤字でも設備投資はしているので、賃上げだってできるのじゃないかという、社長は「設備投資はするなということか。」と反論する。

組合側が口々に、生活の苦しさを訴えても、社長は「全員が全員そうではない。」と答える。

組合側が、黒字化のためどんな努力をしているのかと聞くと、社長は、「作りすぎ・買いすぎを減らす。」と答えたが、組合側が、「誰がコントロールしているのか。」と聞くと、「今はコントロールされていない。」「これからやる。」といい、他方では、「生産が逼迫している」という。すなわち、赤字解消のための努力は何ら行われていない。

その一方で債権者は組合役員を懲戒しようとしたため、組合が懲戒の問題を問うと、社長は、「悪いことをやったら、悪いことやったと注意しないと。」と言っておきながら、代理人弁護士が「今日の話題ではない。」と止める。

このあとは、債務者の主張書面（4）、4に記載した通りであり、「赤字だから賃上げはできない」と繰り返しているだけである。

これが、約2時間半に及ぶ団交の内容である。社長は、組合員の質問にまともに答えていない。沈黙を繰り返し、時間を浪費している。

## 2 債権者の主張書面（5）について

債権者は、

- 「① 令和2年1月9日
- ② 令和2年2月18日
- ③ 令和2年6月2日
- ④ 令和2年9月8日（会場についての議論で終始）
- ⑤ 令和2年9月23日（会場についての議論で終始）

⑥ 令和2年12月21日 賃金についての話し合い

以上の5回、「誠実に団体交渉に応じてきた」と主張している。

しかし、令和2年1月9日の団交から、昇給問題が主要なテーマなのに、話し合いは何ら進展していない。令和2年の最後である12月21日の団交の内容は、上記のとおりである。誠実団交とは、相手方の主張にも十分耳を傾け相互の立場を修正しながら妥結に向かう継続的過程を意味するが、債権者には、債務者の主張に耳を傾けている様子もなければ、自分の立場を修正する様子もない。到底誠実団交とは言えない。

3 保全の必要性は全くない

本件は、妨害物排除の仮処分申請事件である。債権者の主張する保全の必要性は、「このまま幟旗の設置が続くと、債務者による施設の侵害が継続し、また、債権者の信用が回復されないまでに毀損されることとなりかねない」ということであるが、債権者からは、具体的にいかなる損害が生じているのか、売り上げが落ちたのか、取引を止められたのか、それが本当に本件幟旗、横断幕の掲揚に起因するものなのか、全く明らかにされていない。「保全の必要性」は、抽象論にとどまっており、「必要性」とは言いがたい。

主張書面（4）、4に記載したとおり、債務者による幟旗や横断幕の掲揚は、令和2年12月23日に「争議を行う日時」は「2021年1月7日以降、次回団体交渉開催まで」と予告されており、団体交渉さえ開催されれば、幟旗や横断幕を掲揚することもなかったし、掲揚後に団交さえ開催されれば、すぐに降ろすことを約束していたのである。しかし、債務者は、2021年4月下旬である今日に至るも団交開催に応じていない。これは、他ならぬ債権者が、幟旗、横断幕が掲揚されていても、損害など生じていないことを認めているも同然である。

保全の必要性がないことは明白である。

よって、被保全権利の存在の有無を問う必要なく、本件申立は、直ちに却下されるべきである。

以上